

我が国における宇宙 4 条約に関する国内措置の現状について

I. これまでの経緯

昭和 58 年、宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約及び宇宙物体登録条約の宇宙 3 条約に我が国が加入するに当たり、当時、ロケット等の打ち上げ機関は、旧宇宙開発事業団（NASDA）及び旧文部省宇宙科学研究所（ISAS）（現独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA））に限られていたことにかんがみ、同年の閣議口頭了解に基づき既存の法令で対処することとした。また、その後、平成元年、平成 2 年には第一種電気通信事業者及び日本放送協会による外国機関に対する通信衛星及び放送衛星の打上げの委託に備え、昭和 58 年の閣議口頭了解に基づき外国機関による宇宙物体の打上げにも円滑に適用できるよう、それぞれ必要な措置を講じた。

II. 宇宙 4 条約に関する国内措置の現状

1. 政府の許可、監督について

JAXA の射場からのロケット打上げに関する宇宙条約第 6 条の要求事項は、JAXA 法（第 18 条第 2 項：打上げ業務基準の国の認可及び第 24 条：主務大臣による必要な措置の要求）により担保されている。JAXA は、JAXA 法第 18 条第 2 項に基づいて主務大臣の認可を受けて定めた「人工衛星等打上げ基準」に従って打上げを実施。また、同基準 3 条 3 項に基づき、宇宙開発委員会による「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全審査基準」に基づく審査を受けることになっている。

外国機関による宇宙物体の打上げについても、昭和 58 年の閣議口頭了解に基づき、関係府省において必要な措置を講じている。

2. 宇宙物体登録について

関係省庁は共同して人工衛星登録簿を作成し、人工衛星登録簿に記入された事項について外務省及び他の関係行政機関に通報するとともに、人工衛星登録簿は、文部科学省（旧科学技術庁）において保管されている。また、外務省より国際連合事務総長への情報提供が行われている。

3. 宇宙損害責任について

JAXA は、JAXA が打ち上げた人工衛星等により発生した損害について、国が条約に基づいて支払った賠償に関して、国の求めに備えるため 200 億円の第三者賠償責任保険契約を締結し、国の求償に応じて、保険金等により支払を行うこ

とになっている。

外国機関による宇宙物体の打上げについても、上記1同様、関係府省において必要な措置を講じている。

4. 宇宙救助返還について

関係行政機関が協力して他国の打上げた宇宙船の乗員捜索救助及び引渡し、宇宙物体の回収及び返還等を実施、要請。他国の宇宙物体の回収等に要した費用は、関係行政機関にて算定し、外務省より打上げ国等に対し請求することになっている。

宇宙3条約の締結及びその実施について

昭和58年3月29日(火)
(閣議口頭了解)

今次通常国会において、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めるとを決定するに当たり、下記のとおり了解する。

記

- 1 宇宙先進国である我が国としては、宇宙活動に関する国際協力に一層積極的に貢献すべきであるとの観点から、関係省庁は、これら3条約の実施が円滑に遂行されるよう緊密な協力の下に必要な措置をとる。
- 2 我が国において国民等が外国等の宇宙物体により損害を被つた場合に、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約に基づき、我が国が同条約上の権利を行使するための事務処理手続については、同条約の公布の際に国民に対する周知徹底を図る。
- 3 今後の宇宙開発の展開に応じ、これら3条約及び宇宙条約(「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における

国家活動を律する原則に関する条約」)を実施する上で現行法令では対処し得ない事態が生ずることが予見される場合には、関係省庁は、緊密な協力の下に一体となつて取り組み、かかる事態が生ずる前に必要な立法措置をとるものとする。